

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五城目町	馬場目地区 (帝釈寺、町村、門前、蓬内台、寺庭、 中村、平ノ下・小野台、水沢、恋地・ 坊井地・杉沢、合地)	令和2年3月31日	令和4年3月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	490.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	315.0 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	312.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	55.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	34.8 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、60才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、馬場目地区では20.4haと多く、新たな農地の集落を超えた受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

杉沢集落の農地利用は、中心経営体である農業法人が担い、今後は新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

杉沢集落以外の水田利用は、数名の認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受入れ並びに新規法人設立に向けた取り組みを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			現状と今後の農地引き受けの意向の差
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
1	認農 石井新栄	水稲、野菜	4.1 ha	水稲、野菜	4.3 ha	帝釈寺集落	0.2 ha
2	認農 草皆義彦	水稲、野菜	4.3 ha	水稲、野菜	4.3 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
3	認農 草皆健市	水稲、果樹	16.4 ha	水稲、果樹	16.9 ha	帝釈寺集落	0.5 ha
4	認農法 清流ファーム	水稲、野菜	13.7 ha	水稲、野菜	22.5 ha	町村集落	8.8 ha
5	認農 石井植範	水稲、果樹	4.1 ha	水稲	4.1 ha	蓬内台集落	0.0 ha
6	認農 石井五兵衛	水稲	6.7 ha	水稲	6.7 ha	寺庭集落	0.0 ha
7	認農 佐々木雄幸	水稲、果樹	17.5 ha	水稲、果樹	17.5 ha	恋地集落	0.0 ha
8	認農 佐々木守	水稲	17.4 ha	水稲	17.4 ha	恋地集落	0.0 ha
9	認農法 (農) 杉沢ファーム	水稲、枝豆	31.0 ha	水稲、枝豆	31.0 ha	杉沢集落	0.0 ha
10	認農 近野一彦	水稲	2.3 ha	水稲	3.9 ha	合地集落	1.6 ha
11	認農 金澤昌	水稲	0.4 ha	水稲	5.7 ha	合地集落	5.3 ha
12	認農 金澤弘八	水稲	6.0 ha	水稲、野菜	8.3 ha	合地集落	2.3 ha
13	草皆栄一	水稲	2.6 ha	水稲	2.6 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
14	認農 金野政志	水稲	12.6 ha	水稲	12.6 ha	平ノ下集落	0.0 ha
15	認農 石川崇	水稲	8.5 ha	水稲	8.5 ha	水沢集落	0.0 ha
16	認農 石井幸悦	水稲	7.3 ha	水稲	7.4 ha	町村集落	0.1 ha
17	認農 伊藤道春	水稲	0.0 ha	水稲	0.0 ha	町村集落	0.0 ha
18	認就 佐々木一朗	果樹	0.1 ha	果樹	0.8 ha	恋地集落	0.7 ha
19	認農 伊藤祐喜	水稲	4.2 ha	水稲	4.2 ha	恋地集落	0.0 ha
20	認就 草皆康友	果樹、野菜	0.6 ha	果樹、野菜	1.5 ha	帝釈寺集落	0.9 ha
21	認農 宮川正作	水稲	5.2 ha	果樹、野菜	5.2 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
22	認農 齊藤重弘	水稲	8.2 ha	水稲	8.2 ha	町村集落	0.0 ha
23	認農 石井稔	水稲	3.0 ha	水稲	3.0 ha	門前集落	0.0 ha
24	認農 石井久左衛門	水稲	7.2 ha	水稲	7.2 ha	中村集落	0.0 ha
25	田仲康男	水稲	4.7 ha	水稲	5.2 ha	平ノ下集落	0.5 ha
26	認農 佐々木悦雄	水稲	5.9 ha	水稲	5.9 ha	恋地集落	0.0 ha
27	認農 佐々木和弘	水稲	3.4 ha	水稲	6.2 ha	恋地集落	2.8 ha
28	認農 佐々木久米雄	水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	3.3 ha	坊井地集落	0.9 ha
29	認農 金澤芳彦	水稲、肉用牛	4.8 ha	水稲、肉用牛	4.8 ha	坊井地集落	0.0 ha
30	認農 宮川東典	水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	2.0 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
31	認農 草皆憲一	水稲	1.8 ha	水稲	1.8 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
32	草皆鐘悟	水稲、野菜	2.7 ha	水稲、野菜	2.7 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
33	金野時雄	水稲	0.5 ha	水稲	1.8 ha	平ノ下集落	1.3 ha
34	伊藤満	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	恋地集落	0.0 ha
35	認農 佐藤博	水稲	2.3 ha	水稲	3.6 ha	中村集落	1.3 ha
36	小玉俊一	水稲、野菜	0.9 ha	水稲、野菜	3.0 ha	中村集落	2.1 ha
37	小玉満	水稲	4.1 ha	水稲	4.2 ha	中村集落	0.1 ha
38	石井豊	水稲	2.7 ha	水稲	2.7 ha	中村集落	0.0 ha
39	石井正則	水稲	4.3 ha	水稲	4.3 ha	帝釈寺集落	0.0 ha
40	伊藤弥太夫	水稲	3.3 ha	水稲	3.3 ha	町村集落	0.0 ha
41	伊藤栄	水稲	2.3 ha	水稲	2.3 ha	町村集落	0.0 ha
42	齊藤正志	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	町村集落	0.0 ha
43	伊藤儀和	水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	町村集落	0.0 ha
44	伊藤博	水稲	2.3 ha	水稲	2.4 ha	町村集落	0.1 ha
45	石井義一	水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha	門前集落	0.0 ha
46	認農 越高善和	水稲	2.3 ha	水稲	2.7 ha	水沢集落	0.4 ha
47	認農 石井敏雄	水稲	2.5 ha	水稲	2.5 ha	小野台集落	0.0 ha
48	認農 草皆正光	水稲	1.1 ha	水稲	1.3 ha	帝釈寺集落	0.2 ha
49	認農 石井英夫	水稲	2.1 ha	水稲	2.1 ha	門前集落	0.0 ha
50	認農 宮城吉太郎	水稲	2.3 ha	水稲	3.6 ha	蓬内台集落	1.3 ha
51	認農 石井光雅	水稲	2.3 ha	水稲	2.3 ha	寺庭集落	0.0 ha
52	認農法 (株) 北の風農場	玉ねぎ	14.7 ha	水稲	14.7 ha	恋地・坊井地集落	0.0 ha
53	認農法 (農) 意	水稲	0.0 ha	水稲	2.0 ha	全集落	2.0 ha
54	(株) New joy	水稲	7.0 ha	水稲	8.4 ha	町村集落	1.4 ha
計	54人		273.3 ha		308.1 ha		34.8 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、24.0haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

中村集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )			合計	備考 (所有者)
	貸付け	作業委託	売渡		
計	179,308	0	60,790	240,098	180筆、20名

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。